

埼例規第12号・学

昭和59年3月28日

埼玉県警察本部長

初任科生実務研修実施要領の制定について（例規通達）

初任科生を警察本部、警察署等に派遣し警察活動の実際を研修させることにより、警察への
帰属意識と職責の自覚を醸成させ、初任科における教養効率を高めさせるため、みだしの要領
を別添のとおり制定し、昭和59年4月1日から実施することとしたから、部下職員に周知徹底
の上、誤りのないようにされたい。

別添

初任科生実務研修実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、埼玉県警察学校規程（昭和31年埼玉県警察本部訓令第6号）第11条の2の規定に基づき、初任科生の実務研修（以下「研修」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(研修)

第2 研修は、私服研修と制服研修とする。

2 私服研修は、初任科生を警察本部等に派遣し、各種の警察業務実態を見学、研修させるものとする。

3 制服研修は、初任科生を比較的警察事象の多い警察署に派遣し、主として交番における地域警察活動の実際を研修させるものとする。

(実施時期及び期間)

第3 研修の実施時期及び期間は、次のとおりとする。

(1) 私服研修は、初任科前期の早い時期に、原則として1日実施する。

(2) 制服研修は、初任科後期の当初に、原則として5日実施する。

(研修先)

第4 研修先は、次のとおりとする。

(1) 警察本部にあつては、警察本部研修先一覧表（別表）のとおりとする。ただし、警察学校長（以下「校長」という。）が必要と認めた場合は、別表以外の箇所を研修先に加えることができる。

(2) 警察署にあつては、校長が実施時期、研修を受ける初任科生（以下「研修生」という。）の人員、警察署の事情等を考慮して選定した警察署とする。

(研修の事前準備)

第5 研修の実施に当たっては、次により事前準備を行うものとする。

(1) 校長は、あらかじめ研修計画を策定し、実施期日のおおむね3週間前までに研修先所属長に対し、研修日程、研修生の人員を明らかにして依頼するものとする。ただし、制服研修については、研修生身上票（様式第1）を送付するものとする。

(2) 校長は、あらかじめ研修生に対し、研修目的、心構え等について教養するものとする。

(計画の策定及び研修指導責任者等の指定)

第6 警察署長(以下「署長」という。)は、制服研修の依頼を受けたときは、研修計画を策定し、効果的な研修を実施するものとする。

2 署長は、制服研修の実施に当たっては、次により研修指導責任者及び研修指導員を指定するものとする。

(1) 研修指導責任者

副署長、地域課長

(2) 研修指導員

交番で勤務する警部補又は巡査部長

(制服研修の実施方法)

第7 制服研修は、次により行うものとする。

(1) 研修生に研修指導員と同一の勤務を実施させ、地域警察活動を体験、研修させるものとする。この場合において、研修指導員は、研修生1人を担当することとするが、警察署の実情によりこれにより難しい場合には、複数の研修生を担当させることができるものとする。

(2) 研修生には、現行犯人の逮捕等緊急やむを得ない場合のほか、単独での職務執行は行わせないものとする。

(3) 研修指導員は、各種の書類を作成するときは、研修生にも同一のものを作成させるなど、実務能力の養成に努めるものとする。

(4) 研修生は、研修日ごとに研修結果を研修日誌(様式第2)に記録し、研修指導員を経て署長に報告するものとする。

(5) 研修生には、拳銃を携帯させないものとする。

(通報)

第8 署長は、研修が終了したときは、研修生の研修状況及び指導を要する事項等を実務研修結果表(様式第3)により速やかに校長に通報するものとする。

2 署長は、研修期間中研修生の規律違反その他の特異事案を認知したときは、その都度校長に通報するものとする。

実施日

この例規通達は、昭和59年4月1日から実施し、初任科生実務修習実施要領の制定について

(昭和44年埼例規第20号・学)は、昭和59年5月30日をもって廃止する。

実施日(昭和62年3月11日埼例規第11号・務)

この例規通達は、昭和62年4月1日から実施する。

実施日(昭和63年12月7日埼例規第44号・務)

この例規通達は、昭和64年1月1日から実施する。

実施日(平成2年3月6日埼例規第10号・学)

この例規通達は、平成2年4月1日から実施する。

実施日(平成4年3月23日埼例規第13号・学)

1 この例規通達は、平成4年4月1日から実施する。

2 この例規通達実施の際、平成3年10月1日までに採用した巡査については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

実施日(平成4年8月31日埼例規第55号・務)

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日(平成6年10月28日埼例規第48号・務)

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日(平成7年3月27日埼例規第13号・務)

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日(平成8年9月12日埼例規第47号・務)

この例規通達は、平成8年9月12日から実施する。

実施日(平成10年3月31日埼例規第28号・務)

この例規通達は、平成10年4月1日から実施する。

実施日(平成12年4月28日埼例規第43号・総)

この例規通達は、平成12年5月1日から実施する。

実施日(平成15年3月31日務第721号)

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日(平成15年12月26日地第1091号)

この通達は、平成16年1月1日から実施する。

実施日(平成28年1月25日学第40号)

この通達は、平成28年2月1日から実施する。

実施日（平成31年3月20日務第729号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

（別表及び様式省略）